

勸 告

本委員会は、別紙第 1 の報告に基づき、職員の給与に関する条例（昭和 26 年名古屋市条例第 5 号）及び関係規程の改正について、次のとおり勧告する。

1 平成 28 年 4 月の民間給与との比較等による改定

(1) 給料表

行政職給料表について、本市職員の給与が民間の給与を 692 円（0.18%）上回ることから、当該較差を解消するよう引下げを行うこと。

その他の給料表（医療職給料表(1)を除く。）についても、行政職給料表を参考に引下げを行うこと。

(2) 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当については、人事院の勧告を考慮して改定を行うこと。

(3) 期末手当及び勤勉手当

市内民間事業所における支給状況及び人事院の勧告を考慮して、その年間支給割合を 0.165 月分引き上げる改定を行うこと。なお、支給月数引上げ分の期末手当及び勤勉手当への配分については、人事院の勧告に準じた取扱いをすること。

(4) 実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施すること。ただし、初任給調整手当

の改定については、平成 28 年 4 月 1 日から実施すること。

なお、給料表の改定に当たっては、本年 4 月からこの改定の実施の日の前日までの間の給与較差相当分を解消するための調整措置を、期末手当又は勤勉手当において講ずること。

2 扶養手当制度の見直し

(1) 扶養手当

配偶者に係る手当額を減額することにより生ずる原資を用いて、子に係る手当額の引上げを行うという国家公務員の扶養手当制度の見直しに準じ、配偶者に係る手当額を引き下げるとともに、子に係る手当額を引き上げる改定を行うこと。

(2) 実施時期

この改定は、平成 29 年 4 月 1 日から実施すること。